第9章 公的年金制度間における年金財政の調整 第1節 厚生年金拠出金・交付金制度

被用者年金制度一元化により、地方公務員共済組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあっては、全国市町村職員共済組合連合会)は、他の被用者年金制度(国家公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団)とともに、厚生年金保険の実施機関となった。

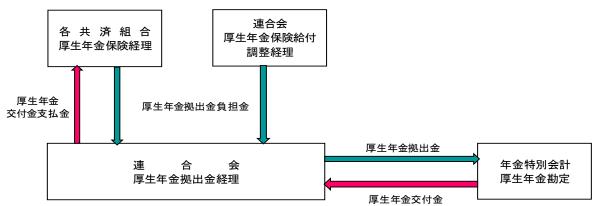
実施機関は、被保険者から厚生年金の保険料を徴収し、年金保険者に対し厚生年金保険 に係る年金給付を行っている。

しかし、同一の保険料に基づく保険料を徴収しているにもかかわらず、実施機関ごとに被保険者の状況、年金受給状況などが異なることにより、年を経るごとに積立金の積み立て状況に差が出てくることが考えられる。これを解決するため、各実施機関は、厚生年金保険給付費等を厚生年金交付金として年金特別会計厚生年金勘定から交付されるとともに、厚生年金保険給付費等を各実施機関の保険料収入や積立金保有額といった負担能力に応じて年金特別会計厚生年金勘定へ厚生年金拠出金として納付することとされている。

地方公務員共済組合の場合、連合会が各共済組合から厚生年金拠出金負担金として拠 出を受け、連合会負担分と合わせて、一括して年金特別会計厚生年金勘定へ厚生年金拠出 金として拠出している。

また、厚生年金交付金についても、連合会が年金特別会計厚生年金勘定から一括して交付を受け、各共済組合へ厚生年金交付金支払金として交付している。

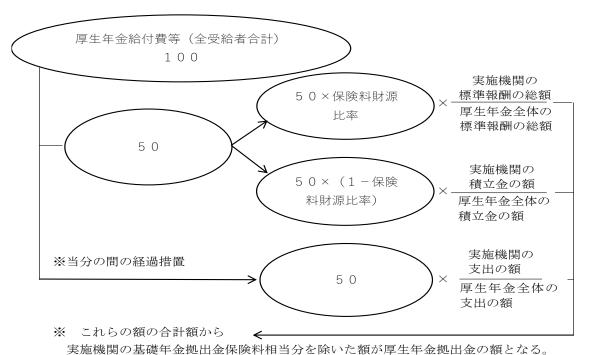
≪厚生年金拠出金・厚生年金交付金の流れ≫



※ 厚生年金拠出金と厚生年金交付金及び厚生年金拠出金負担金と厚生年金交付金支払金は、 効率的な運用機会の確保や事務負担軽減の観点から、実務上は両者の差額のみを拠出又は 交付している。

第9章 公的年金制度間における年金財政の調整

【実施機関毎の拠出金の計算方法 (イメージ)】(当分の間の経過措置)



<厚生年金拠出金・交付金の推移>

(単位:億円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
拠出金	16,238	32,072	31,331	30,896	30,537
交付金	16,598	33,928	34,042	33,124	32,316

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
拠出金	30,694	32,742	31,170	30,420
交付金	32,437	35,106	34,103	33,934

(注) 平成27年度は、被用者年金制度一元化後の半年分(10月~3月)の額。

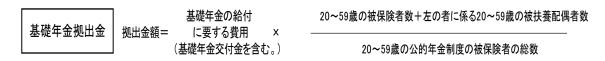
第2節 基礎年金拠出金・交付金制度

昭和 60 年の公的年金制度の改正により、20 歳以上 60 歳未満の国民が加入し同一条件の下に給付を受け、負担をする制度として昭和 61 年 4 月に国民年金に基礎年金制度が創設された。基礎年金に要する費用は、各公的年金制度が基礎年金拠出金を拠出することで負担することになっている。

この費用には、本来の基礎年金に要する費用のほか、基礎年金制度創設前に発生した年金給付額のうちの基礎年金相当部分も含まれている。この部分は、各公的年金制度がそれぞれ年金給付として支払う額の中に含まれていることから、その額を年金特別会計基礎年金勘定から基礎年金交付金として各公的年金制度に交付することとされている。

地方公務員共済組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあっては、全国市町村職員共済組合連合会)の場合、連合会が各共済組合から基礎年金拠出金負担金として拠出を受け、一括して年金特別会計に拠出している。

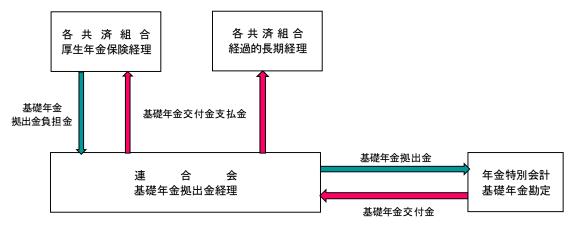
また、基礎年金交付金についても連合会が年金特別会計基礎年金勘定から一括して交付を受け、各共済組合へ基礎年金交付金支払金として交付している。



基礎年金交付金

交付金額= 昭和61年3月以前の既裁定年金のうち基礎年金相当部分の額

≪基礎年金拠出金・基礎年金交付金の流れ≫



第9章 公的年金制度間における年金財政の調整

<基礎年金拠出金・交付金の推移>

(単位:億円)

				(.	単位:18円)
	昭和61年度	昭和 62 年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度
拠出金	3,575	4,380	4,638	4,627	4,867
交付金	1,995	2,962	2,739	2,495	3,686
	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度
拠出金	5,270	5,843	6,224	6,652	7,351
交付金	4,245	4,629	4,624	4,736	5,276
	平成8年度	平成9年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
拠出金	7,728	8,021	8,558	9,145	9,703
交付金	5,371	5,208	5,035	4,956	4,796
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
拠出金	9,861	10,108	10,557	11,235	11,226
交付金	4,545	4,249	3,946	3,910	3,718
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
拠出金	11,159	11,687	11,995	12,560	13,761
交付金	3,342	3,119	2,912	2,751	2,572
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
拠出金	14,388	13,630	13,574	14,214	14,703
交付金	2,360	2,438	1,836	1,698	1,547
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
拠出金	14,544	13,934	13,985	14,541	15,085
交付金	1,280	1,046	945	897	672
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
拠出金	令和 3 年度 15,484	令和4年度 15,177	令和 5 年度 13,587		

第3節 財政調整拠出金

平成 16 年法改正により、地方公務員共済組合(地共済)と国家公務員共済組合(国共済)の財政単位が一元化されたことに伴い、国共済との間で財政調整を行うことになっている。

平成 16 年度から平成 23 年度の財政調整拠出金については、地共済から国共済へ拠出され、平成 24 年度から平成 27 年度は国共済から地共済へ拠出された。

被用者年金制度一元化後の財政調整は、「厚生年金保険給付費等の額及び基礎年金拠出金保険料相当分の額」を標準報酬総額で除して得た率に着目して行う財政調整と当該年度の収支状況及び積立状況に着目して行う財政調整を「厚生年金保険給付調整経理」で行っている。

また、「年金払い退職給付制度」における財政調整は、積立基準額に着目し、退職等年金給付積立金の額が積立基準額を上回る共済が、退職等年金給付積立金の額が積立基準額を下回る共済へ、下回る共済の積立基準額から退職等年金給付積立金の額を控除して得た額の5分の1に相当する額を拠出する財政調整を「退職等年金給付調整経理」で行っている。

あわせて、被用者年金制度一元化により公務員共済年金の職域年金相当部分が廃止されたことに伴う、旧職域年金相当部分の経過的支払いのための経理である「経過的長期給付調整経理」においても、年金支払い財源が不足した場合、拠出金の拠出を行っている。

<財政調整拠出金の額の推移>

(被用者年金制度一元化前)

(単位:億円)

	(十四・1211)				
年度	財政調整拠出金の額				
十段	長期給付経理				
16 年度	708(地共済)				
17 年度	1,172(地共済)				
18 年度	808(地共済)				
19 年度	624(地共済)				
20 年度	714(地共済)				
21 年度	884(地共済)				
22 年度	482(地共済)				
23 年度	97(地共済)				
24 年度	513(国共済)				
25 年度	215 (国共済)				
26 年度	69(国共済)				
27 年度	577(国共済)				

(被用者年金制度一元化後)

(単位:億円)

			(+
	財政調整排	拠出金の額	
年度	厚生年金保険給	退職等年金	経過的長期
	付調整経理	給付調整経理	給付調整経理
平成 27 年度	35 (国共済)	-	
28 年度	544(国共済)	-	1,549(地共済)(注3)
29 年度	803(国共済)	1	684(地共済)(注3)
30 年度	1,040(国共済)	5(国共済)	1
令和元年度	1,066(国共済)	3(国共済)	-
2年度	531(国共済)	2(国共済)	1
3年度	161(国共済)	1	1
4年度	523(国共済)	_	369(地共済)
5年度	2,218(国共済)		1,578(地共済)

(括弧内は拠出する共済)

- (注1) 平成 16 年度については、総務省福利課長通知により、特例として 1 年度分の 2 分の 1 の額とされた。
- (注2) 平成 27年度については、被用者年金制度一元化前の財政調整拠出金及び一元化後の 財政調整拠出金があった。
- (注3)被用者年金制度一元化前の長期給付経理における精算額である。

第4節 旧三公社共済の厚生年金への統合に伴う財政支援

1 被用者年金制度間の費用負担調整事業

被用者年金制度間の給付及び負担の不均衡を是正するための被用者年金制度全体の見直しが行われるまでの間において、当面講ずべき措置として、被用者年金保険者が行う老齢又は退職を支給事由とする年金給付のうちの共通給付部分に係る費用負担を調整するため「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(平成元年法律第87号)」が平成2年4月1日から施行された。

この制度は、各被用者年金制度が支給する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付に要する費用について、各制度の共通性等に基づき算定された金額を調整対象給付費とし、各制度は標準報酬総額で按分した額を調整拠出金として負担し、この調整拠出金を財源に各被用者年金制度ごとの調整対象給付費に要する費用に相当する額を調整交付金として交付するというもので、これにより各被用者年金制度間の負担の不均衡が是正されることとなった。

この制度間調整事業は、公的年金一元化までの当面の措置であることから、日本鉄道共済組合に対する交付金についての特例減額措置が講じられた。この特例減額措置の額が、 平成5年度と平成7年度の2度にわたって減額されたことに伴い、調整拠出金の額及び調整交付金の額についても見直しが行われた(資料第9-1)。

地方公務員共済組合が負担する調整拠出金については、実質的には連合会に積み立てられている長期給付積立金から拠出することとし、各年度の拠出に当たっては、調整拠出金と調整交付金とを相殺して行われた。

その後、平成9年4月1日から「厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年 法律第82号)」が施行され、旧三公社共済組合(日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済 組合、日本電信電話共済組合)が厚生年金へ統合されたことにより、平成9年3月末日 をもって、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法は、廃止された。

資料第9-1 地方公務員共済組合連合会に係る制度間調整交付金及び拠出金の額の推移

(単位:億円)

			(1 122 1 101 4 /
	調整交付金	調整拠出金	差引
	(A)	(B)	(A) - (B)
平成2年度	6,568	6,748	△180
平成 3 年度	8,877	9,093	$\triangle 216$
平成 4 年度	9,848	10,064	$\triangle 216$
平成 5 年度	10,472	10,654	$\triangle 182$
平成6年度	11,380	11,562	△182
平成 7 年度	12,660	12,778	△118
平成8年度	13,927	14,045	△118
平成 9 年度	3,186	3,205	riangle 20
平成 10 年度	563	562	0
平成 11 年度	165	165	0

- (注) 1 平成2年度については、5期分(10ヶ月分)の額である。
 - 2 平成9年度については、1期分(2ヶ月分)の額である。
 - 3 平成10年度及び11年度については、前々年度の精算額である。

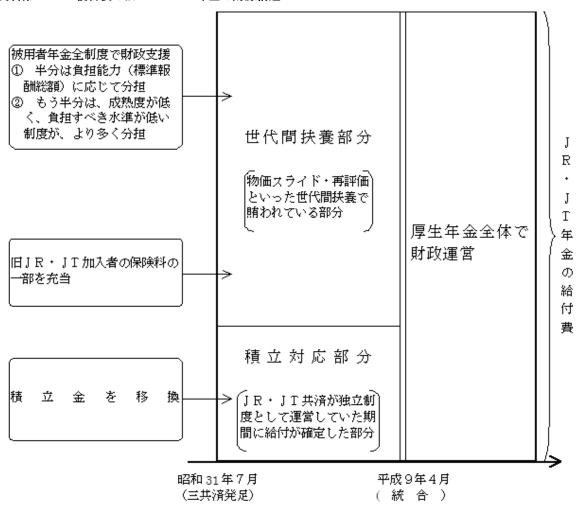
2 旧三公社共済の厚生年金への統合に伴う財政支援

旧三公社共済組合の厚生年金への統合に伴い、日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業 共済組合の統合前期間に係る給付に要する費用に充てるため、年金保険者たる共済組合 は厚生年金保険の管掌者たる政府に対して、年金保険者拠出金を納付することとする財 政支援制度が創設された。

(1) 財政支援の対象額

財政支援の対象額は、日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合の厚生年金統合前期間に係る給付費のうち、物価スライド・再評価といった世代間扶養で賄われる部分(世代間扶養部分)から、旧日本鉄道共済組合及び旧日本たばこ産業共済組合加入者の保険料による充当分を除いた部分とされている(資料第9-2)。

この場合の給付費については、厚生年金保険法に基づく給付に相当する費用に限り 対象としている。



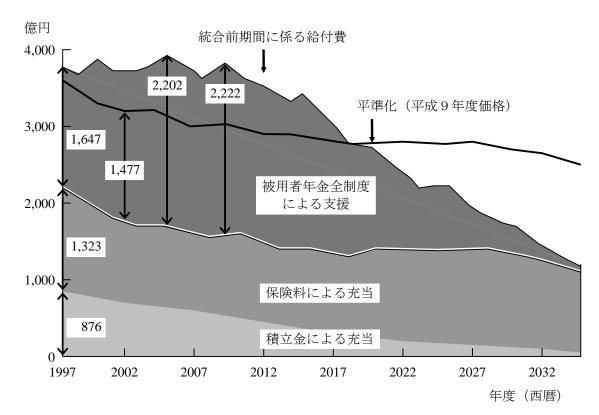
資料第9-2 統合後の旧JR・JT年金の財源構造

(2) 各制度の支援額の算定方法

財政支援対象額については、支援期間が 40 年弱という長期間にわたることから毎年度の負担が大きくなりすぎないように、実質価値でみて一定の負担となるよう、平準化を行うこととされた(資料第9-3)。

各被用者年金制度の拠出金の算定については、財政支援対象額の半額を各被用者年金制度の標準報酬総額により按分し、残りの半額は費用負担の平準化の観点から、成熟度が低く、負担すべき水準が低い制度がより多く分担する形で按分することとされている。

成熟度に応じて分担する部分については、個別の財政負担率が厚生年金より低い地方公務員共済組合及び私学共済は、その低い程度に応じてより多く分担することとされていたが、平成24年度の概算額算定時より、地方公務員共済組合の個別負担率が厚生年金を上回ったため、これ以降私学共済のみが負担することとなった。



資料第9-3 JR・JTの統合前期間に係る給付費の財源構造(平成9年度価格)

(3) 年金保険者拠出金の額

平成9年度から平成27年度までの年金保険者拠出金の額については、次の表(資料第9-4)のとおりとなっている。

年金保険者拠出金の額は、財政再計算の都度見直されることとなっており、平成 17年度から平成 21年度は平成 16年財政再計算による見直し後の額となり、平成 22年度以降は平成 21年財政再計算による見直し後の額となっている。

また、平成 15 年度においては、平成 9 年度から平成 13 年度の精算が、平成 16 年度 以降は前々年度の精算が行なわれている。そのうち、平成 22 年度及び平成 23 年度の 拠出額は前々年度の精算による還付額が当該年度の概算額を上回ったため、実質的な 拠出が発生せず、還付を受けることとなった。

なお、年金保険者拠出金は、年6回(偶数月)に分けて納付することとされている。

(4) 被用者年金一元化の影響

一元化法の施行に伴い、年金保険者拠出金制度は平成 27 年 10 月をもって廃止されることとなった。

資料第9-4 年金保険者拠出金の額の推移

(単位:億円)

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧農林年金	合 計
9~13 年度	1,274	25	235	58	8	1,600
14 年度	1,077	22	198	51	1	1,350
15 年度	1,011	40	188	143	2	1,384
16 年度	1,035	28	287	68	0.04	1,419
17 年度	935	31	275	78	_	1,319
18 年度	954	31	272	81	_	1,339
19 年度	1,012	27	246	74	_	1,359
20 年度	1,051	27	221	80	_	1,379
21 年度	1,131	28	145	96	_	1,400
22 年度	1,249	23	$\triangle 40$	190	_	1,422
23 年度	1,254	23	$\triangle 41$	219	_	1,455
24 年度	753	28	24	683	_	1,488
25 年度	761	28	75	658	_	1,522
26 年度	1,007	28	80	442	_	1,557
27 年度	467	13	36	184	_	700

⁽注) 平成 22 年度及び平成 23 年度は、前々年度精算による還付額が当該年度の概算額を超えたため、実質的な還付額を計上している。